

23227

愛知県

高浜市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高浜市企業誘致等に関する条例	H19.9	(1)指定地域内において工場等を新設するもの (2)面積が 3,000 m²以上(中小企業者は 1,000 m²以上、小規模企業者は 500 m²以上)の土地に工場等を新設するもの (3)投下固定資産総額が3億円以上(中小企業者は1億円以上、小規模企業者は 5,000 万円以上)であるもの (4)新設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うもの ※新設とは、指定地域内に工場等を有しない事業者が、指定地域内に新たに工場等を建築することをいう。 ※指定地域とは、本市に属する区域のうち、次に掲げる地域をいう。 ア 都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域及び工業専用地域 イ 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域のうち同法、農業振興地域の整備に関する法律その他関係法令に基づいた所管官庁の許可等を得た地域	工場等新設促進奨励措置 ○操業を開始した日以後、3年間に おける工場等の新設に係る工事に 着手する日前3年以内に取得した 土地(当該土地が奨励措置の対象 となっている場合は除く)及び工場 等の新設に係る家屋に係る各年度 の固定資産税及び都市計画税に 相当する額 ○限度額は各年度分ごとに1億円

		(1)指定地域内において工場等を増設するもの (2)投下固定資産総額が、3億円以上(中小企業者は1億円以上、小規模企業者は 5,000 万円以上)であるもの (3)増設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うもの ※増設とは、指定地域内に工場等を有する事業者が、既存の工場等を拡充し、若しくは工場等の全部を建て替え、又は指定地域内の他の場所に工場等を建築することをいう。ただし、工場等の拡充の場合は増築後の延床面積が増築前に比べ5分の1以上増加するものに限るものとし、建替えの場合は建替え後の工場等の固定資産税評価額が増加するものに限るものとする。 ※指定地域とは、本市に属する区域のうち、次に掲げる地域をいう。 ア 都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域及び工業専用地域 イ 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域のうち同法、農業振興地域の整備に関する法律その他関係法令に基づいた所管官庁の許可等を得た地域	工場等増設促進奨励措置 ○操業を開始した日以後、3年間に おける工場等の増設に係る工事に 着手する日前3年以内に取得した 土地(当該土地が奨励措置の対象 となっている場合は除く)及び工場 等の増設に係る家屋に係る各年度 の固定資産税及び都市計画税に 相当する額 ○限度額は各年度分ごとに1億円
		(1)工場等新設促進奨励措置もしくは工場等新設促進奨励措置を受けるもの (2)新設又は増設した工場等が操業を開始した日(以下「事業開始日」という。)の前日までに、雨水を貯水し、及び配水する施設として、100トン以上の貯水能力を有する施設を設置しているもの (3)高浜市雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金交付規則に基づく補助を受けていないもの	雨水活用施設促進奨励措置 ○整備に要した額(消費税及び地方消費税相当額を除く)の 1/4 に相当する額 ○限度額 500 万円
		(1)工場等新設促進奨励措置もしくは工場等新設促進奨励措置を受けるもの (2) 事業開始日の前日までに、雨水を浸透する設備等として、透水性舗装・浸透ます・浸透管・浸透槽・浸透側溝・本市内の事業所において廃か	透水性舗装等促進奨励措置 ○整備に要した額(消費税及び地方消費税相当額を除く)の 1/2 に相当する額 ○限度額 200 万円

		わら材を使用して生産されたあいくる材を用いた路床等の設備等を設置しているもの (3)高浜市雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金交付規則に基づく補助を受けていないもの	
		(1)工場等新設促進奨励措置もしくは工場等新設促進奨励措置を受けるもの (2) 事業開始日の前日までに、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第2条に規定する新エネルギー利用等のための施設等として、国又はそれに準ずる機関から新エネルギーに関する施設等として補助を受けた施設等を設置しているもの ※新エネルギーとは、太陽光発電・風力発電・太陽熱利用施設等をいう	新エネルギー施設等促進奨励措置 ○整備に要した額(消費税及び地方消費税相当額を除く)の 1/4 に相当する額 ○限度額 500 万円
		(1)工場等新設促進奨励措置もしくは工場等新設促進奨励措置を受けるもの (2) 事業開始日の1年前の日から起算して2年間に、新たに雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者を除く)として5人以上(中小企業者は3人以上、小規模企業者は1人以上)の市民の雇用を開始しているもの (3)上記の雇用を開始した従業員を継続して1年以上雇用しているもの	雇用促進奨励措置 ○新たに雇用した従業員の数に 20 万円を乗じて得た額 ○限度額 200 万円
		(1)工場等新設促進奨励措置もしくは工場等新設促進奨励措置を受けるもの (2) 事業開始日の1年前の日から起算して2年間に、新たに雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者を除く)として障害者等の雇用を開始しているもの ※障害者等とは、障害者(市民に限る)及びジョブコーチをいう (3)上記の雇用を開始した障害者等を継続して1年	障害者等雇用促進奨励措置 ○新たに雇用した障害者等の数に 30 万円を乗じて得た額 ○限度額 300 万円

		以上雇用しているもの	
		(1)工場等新設促進奨励措置もしくは工場等新設促進奨励措置を受けるもの (2)事業開始日から3年以内に、必要な構造等を有する事業所内託児所を工場等の敷地内に設置又は増築するもの	事業所内託児所促進奨励措置 ○整備に要した額(消費税及び地方消費税相当額を除く)の 1/2 に相当する額 ○限度額 300 万円
		(1)1月2日から翌年1月1日までの間に新たに3億円以上(中小企業者は1億円以上、小規模企業者は5,000 万円以上)の指定地域内の工場等に係る償却資産を取得したもの (2)償却資産を取得した日において指定地域内で継続して3年以上事業を行っているもの	償却資産増資促進奨励措置 ○償却資産を増資した部分に係る固定資産税に相当する額に 1/2 を乗じた額に相当する額 ○限度額 200 万円 (1事業者1度限り)
高浜市産業立地の促進に関する条例	H17.3.31	○新設の場合 敷地面積が 5,000 m ² 以上 ○増設の場合 増設に係る敷地面積が 5,000 m ² 以上	立地支援・協力 「工場等を建設するため必要な用地のあつせん」、「工場等の建設に伴う行政庁の許可又は認可の促進」など
○高浜市企業再投資促進補助金交付要綱	R7.4.1	市内で工場等の新增設をする企業で、以下のいずれにも該当するもの。 (1) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 20年以上市内に立地している工場等を有する者 イ 10年以上市内に立地している工場等を有する者であつて、次のいずれにも該当するもの (ア) 市内に立地している工場等の操業開始時点において継続して隣接する市に立地する工場等を有する者 (イ) 市内に立地している工場等の立地期間及び当該市内に立地している工場等の操業開始時点における隣接する市に立地する工場等の立地期間の合計が通算して20年以上となる者 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。	補助金 ア 中小企業者 土地を除く固定資産取得費用(建物及び償却資産)(以下「補助対象経費」という。)の10パーセント(みなし大企業にあつては、8パーセント)に相当する額又は1億円のいずれか低い額 イ 中堅企業者 補助対象経費の5パーセント(みなし大企業にあつては、4パーセント)に相当する額又は5, 000万円のいずれか低い額 ウ 大企業 補助対象経費の4パーセントに相当する額又は5, 000万円のいずれか低い額 ※イ及びウについては、市からの補助金の同額を県から直接補助

		(3) 次のアからウまでに掲げる企業の区分に応じ、当該アからウまでに定める要件のいずれも満たすこと。 ア 中小企業者 (ア) 市内において25人以上の常用雇用者数を申請から交付までの期間にわたり維持すること。 (イ) 当該工場等の新增設に伴う固定資産取得費用が1億円以上であること。 イ 中堅企業者 (ア) 市内において25人以上の常用雇用者数を申請から交付までの期間にわたり維持すること。 (イ) 当該工場等の新增設に伴う固定資産取得費用が1億円以上であること。 ウ 大企業 (ア) 市内において50人以上の常用雇用者数を申請から交付までの期間にわたり維持すること。 (イ) 当該工場等の新增設に伴う固定資産取得費用が25億円以上であること。 (4) 当該工場等の新增設が愛知県新あいち創造産業立地補助金の補助事業に認定されること。 (5) この要綱の施行の日以降に同一の敷地内（新たに取得若しくは賃借した隣接地を含む。）において、企業グループ（自社を含む。）がこの補助金の交付を受けていないこと。 (6) 市税を滞納していないこと。 (7) 市と公害防止に関する協定を締結している、かつ、その協定を遵守していること。	
--	--	--	--

高浜市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例	H26.12	①対象地域 市内の工業専用地域 ① 対象事業所 工場立地法第6条第1項及び同施行令第2条に規定する「特定工場」 ・業種:製造業、電気・ガス・熱供給業(水力、地熱、太陽光発電所は除く) ・規模:敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上	工場内の緑地率の緩和 ○緩和率 ・緑地面積率は5%以上 ・環境施設面積率は10%以上 ・緑地が他の施設と重複する場合の 緑地面積率の算定は、緑地全体の50%以内まで緑地に算入可
--	---------------	---	--